令和元年度第１回札幌市医療提供体制検討会議

日　時　　令和元年７月 16 日（火）18:30～
会　場　　ＷＥＳＴ１９　２階　大会議室

次　　第

１．開　　会

２．議　　事
(1) 委員の変更について
(2) 札幌圏域地域医療構想調整会議の体制見直しについて
(3) 札幌市医療提供体制検討会議運営要領の改正について
(4) 病院・診療所の個別案件について
ア　報告済み案件の経過について
(ｱ) 平成３０年度第２回会議の個別案件について
(ｲ) 許可条件を付与した案件について
イ　新規の案件について

３．そ の 他
(1) 地域医療介護総合確保基金の申請状況について
(2) 地域医療構想に関する説明会について

１.開　　会

〇事務局

（開会の挨拶）

２．議　　事

（１）委員の変更について

〇松家議長　議事（１）、委員の変更について、説明を事務局からお願いする。

〇事務局（矢ヶ﨑）　市立札幌病院、前院長の関利盛委員にかわり、今年４月に後任として市立札幌病院の院長に就任された向井正也様に新たな委員として御参画いただきたいと考えている。

なお、委員の変更については、札幌圏域地域医療構想調整会議の議長が指名することとなっているため、次回の札幌圏域地域医療構想調整会議でお諮りし、了承が得られ次第、正式に委員となっていただくよう事務手続を進めてまいる。

〇松家議長　市立札幌病院の関院長にかわり、向井院長を委員にすることについて、何か御質問等あるか。

（異議なし）

〇松家議長　本会議で了承した旨、札幌圏域地域医療構想調整会議に報告して、委員を変更してよいか諮りたい。

（２）札幌圏域地域医療構想調整会議の体制見直しについて

〇松家議長　議事（２）、札幌圏域地域医療構想調整会議の体制見直しについて、説明を江別保健所からお願いする。

〇石狩振興局（富井）　地域医療構想を進めていくために、本年度、道では、圏域ごとに重点課題を設定し、具体的な取り組みに向けた集中的な議論を行っていくという方針としている。

札幌圏域は、２０４０年に向けて高齢者人口が大幅に増加すること、公立・公的病院のほか、多数の民間医療機関が医療提供をしているという他の圏域と大きく異なっていることなど、調整会議等行政が主導となる場において、個々の医療機関の役割・機能等についての議論を行うことはなかなか困難な状況である。さらに、圏域においても、札幌市以外の市町村では、患者の受療動向が大きく異なっている。数的なデータは記載のとおり。

以上を踏まえ、札幌圏域の重点課題については、各医療機関における中長期的な視野に立った検討、取り組みに資するよう、受療動向等を踏まえつつ、各地域で顔の見える連携体制を構築することを重点課題として取り組んでいきたいと考えている。

次に、２ページ目は、各地域で顔の見える連携体制を構築することを重点課題とした札幌圏域におけるイメージ図となっている。

右図は、各エリア単位としての在宅医療などの取り組み、あるいはそれらの情報共有を

行う場として示している。各部会等では、定期的な情報共有、意見交換等を行いながら、調整会議等で今後の課題や議論の進め方の検討を行うというイメージを考えている。

次に、３ページ目。

現在の親会の位置づけとなっている札幌圏域地域医療構想調整会議は、年２回の開催となっているが、第２部の非公開で行っている医療機関にかかわる病床等許可事項の個別案件が中心となっていること、あるいは、調整会議の委員メンバーが３８名と多い中で、医療関係者以外からの発言等が少ないこと等々を踏まえ、各委員に御負担をかけないよう、また、効率的な会の運営を図るために、調整会議の体制見直し案として、新たに札幌圏域地域医療構想調整会議個別調整部会を設置する考えを示した。

新たな個別調整部会の位置づけは、調整会議と各部会との間に位置づけるようなイメージとしております。

また、協議事項は、届出有床診療所、あるいは過剰な病床機能に転換する医療機関からの申請等々の医療機関にかかわる病床等許可事項の個別案件を協議するものとしている。

新設部会の委員については、各医師会、病院協会、あるいは公立病院の方々からの参画をお願いしていく考え。

また、新たな部会における意見は、札幌圏域地域医療構想調整会議の意見として取り扱いを変更するもの。部会への権限委譲となるが、それらの経過及び結果については、調整会議において情報を共有する考え。

次に、４ページ目は、現行の体制と新たな部会の設置後のイメージ図となっているので御参照願う。

なお、補足説明だが、平成３０年１０月３０日付の道・医務薬務課長通知に記載されているように、事前に計画を把握する前に許可の申請が提出されるなどやむを得ない場合、許可後であっても調整会議で情報共有することとされている。基本的には、新たな部会が設置された場合であっても、これらの会議に諮ることを原則とするが、真にやむを得ない場合等、事後報告となる場合もあり得る。

○松家議長　江別保健所からの説明について、意見、質問はあるか。

○今委員　１ページ目の圏域内の受療動向、内外の受療動向であるが、データはＮＤＢのものを使用しているか、それとも国保データを使用しているか。

○石狩振興局（富井）　国保、後期高齢等のデータを活用したデータを記載している。

○今委員　社保は入っていないということか。

○石狩振興局（富井）　第７回の会議において、社保の委員の方から、社会保険のデータを提供するという提案があった。次の親会の中で、国保あるいはけんぽ等の比較データを示したい。

○松家議長　個別調整部会というのは、病床とか地域連携推進のところだけやるというより、切り離してやるということでよいか。

○石狩振興局（富井）　個別医療機関の個別案件に特化した事案をこの新たな部会で議論

していただく。

○松家議長　それは２次医療圏のため、札幌市医療提供体制とか江別エリアの意見交換などは関係なくなってしまうのか。

○石狩振興局（富井）　それぞれのエリア単位では、病床案件以外の在宅医療等の課題等、病床案件以外の在宅医療等の課題等を情報共有する場ということで、継続していくような形を考えている。

（３）札幌市医療提供体制検討会議運営要領の改正について

○松家議長　次に、議事（３）、札幌市医療提供体制検討会議運営要領の改正について、説明を事務局からお願いする。

○事務局（矢ヶ﨑）　札幌市医療提供体制検討会議運営要領の改正について説明する。

資料の２－１は、要領別紙３の届出有床診療所の病床設置に係る対応のフロー図の改正案となっている。

主な改正点としては、札幌圏域地域医療構想調整会議の後に、札幌市医師会長、札幌市保健所長の意見を北海道に提出するといった手続が不要となったため、その当該部分を削除している。

資料の２－２は、病床等を擁する医療機関から提出される要領別紙様式の病床機能に係る病院開設等計画書の改正案となっている。

平成３０年１０月の北海道からの通知でこの様式が新たに示されたため、その内容に合わせた変更したもの。

資料２－３は、新旧対照表となっているので参考にしてほしい。

また、札幌圏域地域医療構想調整会議の下に個別調整部会を新たに設置する予定のため、個別調整部会の取り扱いが確定されたら、改めてこの要領を改正する予定としている。

○松家議長　ただいまの説明に何か意見はあるか。

現行の運営要領と改正案の違いというのはどこなのか。

○事務局（矢ヶ﨑）　新旧対照表の最初のページは変わっていないが、次のページ以降をで、右側が改正案ということで、様式をそのまま載せている。

（４）病院・診療所の個別案件について

【非公開】

３．そ の 他

（１）地域医療介護総合確保基金の申請状況について

【非公開】

（２）地域医療構想に関する説明会について

○松家議長　（２）地域医療構想に関する説明会について、説明をお願いする。

○事務局（矢ヶ﨑）　説明会は、昨年度は札幌市、江別、千歳、それぞれで開催したが、今年度について、札幌医療圏として開催するかどうかを含めて検討しているところ。

昨年度は、札幌市における説明会は１２月に開催したが、少し早く開催できるように準備を進めている。日程等決まったら、お知らせする。

○松家議長　去年同様に医療機関を集めて説明会をするということか。

○事務局（矢ヶ﨑）　病院・有床診療所の皆様を集め、説明会を開催したいと考えている。

○松家議長　各区へ行って説明することはないのか。

○事務局（矢ヶ﨑）　各区の会合などで要望があれば、こちらから出向いて、説明等させていただきたいと思っているため、要望があれば言っていただきたい。